

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等」に関する意見募集について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 7月8日、「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等」に関する意見募集※1※2が開始されました。
- 確定給付企業年金（以下「DB」）において、長期に渡って制度を健全に運営するための体制の整備（以下「ガバナンス」）は、将来の給付が確実に行われるよう適切な運営が重要であり、ガバナンスの強化を図る観点から、現在通知等で規定されている以下の点について、今後は法令で規定されることとなります。
なお、具体的な規定の内容について、変更はありません。
 1. 資産運用委員会の設置義務化（資産規模100億円以上）
 2. 総合型DB基金の代議員の定数
 3. 総合型DB基金における会計監査等の実施義務化

※1 [「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等」に関する意見募集について](#)

※2 意見募集期限：2020年8月11日

公布日・施行日

- 公布日：2020年9月下旬予定
- 施行日：2020年10月1日

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

政省令案の概要

1. 資産規模が常時100億円以上の全てのDBが対象となる項目

項目	政省令案の概要
1.資産運用委員会の設置義務	<p>【政令案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業主又は企業年金基金の理事長若しくは積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「理事長等」)に対し助言するため、事業主(その代理人を含む)及び加入者をそれぞれ代表する者で構成される資産運用委員会を置かなければならない ➤ ただし、資産運用委員会の設置義務化は、積立金の額が一定の額以上ある事業主等に限ることとし、この要件は厚生労働省令で定める (以下「省令案」参照) ➤ 資産運用委員会の役割は、資産運用に関する基本方針などの積立金の管理及び運用に関して事業主又は理事長等に対して意見を述べることとする <p>【省令案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 常時100億円以上の積立金を積み立てる又は積み立てると見込まれる事業主等に対して、資産運用委員会の設置を義務付ける ➤ 資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、企業年金基金においては、理事長等が、当該資産運用委員会の議事の状況その他の情報について直近の代議員会に報告しなければならない ➤ 事業主等は当該資産運用委員会の議事の概要について、加入者に業務概況等で周知しなければならないこととし、受給権者等にも、できる限り周知するよう努めるものとする <p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資産運用委員会について、施行日の属する当該DBの事業年度の翌事業年度から設置すればよい

2. 総合型DB基金のみが対象となる項目

項目	政省令案の概要
2.代議員の定数	<p>【政令案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業所間の人的関係が緊密でない2以上の厚生年金保険適用事業所の事業主(以下「事業主」)が共同で設立する又は設立している企業年金基金(以下「総合型企業年金基金」)の方針決定を担う代議員会の構成員である選定代議員(事業主等から選定される代議員)の定数について、事業主の基金運営への参加意識を高めるべく、次のとおり最低限の定数を定める <ol style="list-style-type: none"> ① 基金設立時点の設立に携わった事業主の数の10分の1以上(ただし、当該事業主の数が500を超える場合は50、30を下回る場合は3)とする ② 代議員の任期(DB令第11条の規定により代議員の任期は3年を超えない範囲で規約で定めることとされている)が満了し、新たに選定代議員を選定する場合には、その時点の設立事業所の事業主の数の10分の1以上(ただし、当該事業主の数が500を超える場合は50、30を下回る場合は3)とする ➤ ただし、総合型企業年金基金を設立する事業主が、一定の要件を満たす組織体に所属する場合には、選定代議員の定数を事業主の数によらず定めることとし、この要件は厚生労働省令で定める (次頁の省令案参照)

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

政省令案の概要(続き)

2. 総合型DB基金のみが対象となる項目(続き)

項目	政省令等案の概要
2.代議員の定数	<p>【省令案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 選定代議員の定数を定めることを要しない総合型企業年金基金の要件については、総合型企業年金基金の実施事業所の事業主の9割以上が以下の①～③までの要件のいずれにも該当する当該基金以外の組織体に所属する場合は、選定代議員の定数を事業主の数によらず定めることができる ① 当該組織体は、その構成員である事業主に対して基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績があること ② 基金における方針決定の手續に先立ち、選定代議員に対し基金の運営方針を示すこと ③ 当該組織体は、基金の運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、基金の運営体制に改善の必要があると認められるときは、改善に必要な検討等を行う体制が整備されていること <p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 選定代議員の定数要件について、施行日以後に初めて到来する代議員の任期満了日までに満たせばよい
3.会計監査等の実施義務(監事の意見)	<p>【省令案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 総合型企業年金基金の会計の正確性を適切に把握するため、総合型企業年金基金の監事が代議員会に事業及び決算に関する報告書を諮るときは、以下の結果を考慮した意見を付すこととする ① 公認会計士による会計監査 ② 監査法人の監査 ③ 監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの(以下「告示案」参照) <ul style="list-style-type: none"> ➢ なお、積立金の額が20億円を常時下回る又は下回ると見込まれる総合型企業年金基金は会計監査等の導入の対象外とする <p>【告示案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものは、公認会計士等が日本公認会計士協会「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第六十二号)」^{※3}等に基づき実施する「合意された手続業務」(いわゆるAUP^{※4})とする <p>※3 「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」</p> <p>※4 AUP(Agreed Upon Procedures)とは、公認会計士と依頼者の間で確認する具体的事項とその方法について合意し、公認会計士は得られた事実についてのみ報告を行うもの</p> <p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 監事は施行日の属する当該総合型企業年金基金の事業年度の翌事業年度(施行日から起算して6ヶ月以内に事業年度の末日がある場合には翌々事業年度)の事業及び決算に関する報告書の提出から会計監査等の結果を踏まえた意見を付すこと

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。